

○経済産業省告示第百六十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の六第三項及び第二十七条の十二の七第二項の規定に基づき、産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準を次のように定め、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

令和三年七月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準

租税特別措置法施行令第五条の六の六第三項及び第二十七条の十二の七第二項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十八第二項に規定する主務大臣の確認を受けようとする同法第二十一条の十六第一項に規定する認定事業適応事業者が行おうとする同法第二十一条の十三第二項第二号に規定する情報技術事業適応が、高度クラウドシステム（事業適応の実施に関する指針（財務省・経済産業省告示第六号）第二項第一号ニ③(1)に掲げるデータの利用に係る同ニ②に規定するクラウドシステムをいう。）を活用して行うもので

あることとする。